平成19年8月23日告示
令和８年４月１日延長

穏田まちづくりルール

穏田まちづくりルールの目的

１　住・商が共存共栄する魅力ある穏田のまちづくりを目指します。
２　穏田のまちの歴史や文化と明治神宮に接する恵まれた環境を大切な財産として、
　先輩から引き継いだこのまちに一層の磨きをかけ次世代に引き継ぐことを目指します。
３　このまちに、住む人・働く人・事業を営む人が、全ての法令を遵守すると同時にその足らざるところを補うという気概をもって、このルールを守り、さらに充実させていくことを目指します。

穏田まちづくりルール

１　わがまちルールの名称
　穏田まちづくりルール

２ 適用する位置及び区域
　渋谷区神宮前6丁目1番から14番の区域、但し12番の一部を除く
　（別紙区域図のとおり）

３　策定する理由
　私たち、神宮前6丁目1番から14番の住民・商業者・事業者は、今この地区が激しく変化していることを不安に思い、現在のまちの環境がこれ以上悪化しないようにと願って、この「穏田まちづくりルール」を策定しました。

４　適用する期間
　令和13年3月31日まで
　穏田まちづくりルールの告示日より5年間
　ただし、運用会議の決議により延長することができます

５ 穏田まちづくりルールの目標及び方針
　騒音のない、安全・安心な、住商が共存する環境を確保するため、このまちに、住む人・働く人・事業を営む人が、相互の立場を尊重し、協力してより良いまちを創出していくものとします。

６　穏田まちづくりルールの内容

（１）　静かで落ち着いた環境の保全

①　深夜営業の制限

店舗の営業時間は、午前8時から午後１１時までとするよう努めます。

やむを得ず午後１１時以降営業する場合には、近隣に迷惑をかけないよう十分に配慮するとともに、万一近隣から苦情があった場合には誠意を持って対応します。

②　騒音と換気の近隣への配慮

空調施設や飲食店などの換気施設は、騒音や排気、異臭等の対策を講じ、近隣に迷惑をかけないようにします。とくに、夜間は営業店舗としての責任を自覚して、店内音の外部もれや路上での話し声、エンジン音などに対し、来店者などへの注意・指導に努め、近隣住民の安眠を妨げないよう十分に配慮します。

③　色彩や照明の調和

建物や広告物などのデザイン・色彩は刺激的な形や原色を避けるとともに、電飾やLED表示板などを設置する場合は、周辺との調和を図るよう十分に配慮します。

④　建物の建築・解体・内装・増改築等工事時間などの時間制限

工事時間は午前8時より午後6時までとし、日曜日・国民の祝日・振替休日は原則として工事は行わないものとします。やむを得ず工事を行う場合は、事前に近隣に説明し了承を得るものとします。

⑤　まちにふさわしくない事業や反社会的施設の禁止

遊技場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ、消費者金融業、キャッチセールス・路上勧誘・路上スカウト等を行う事業所、暴力団事務所などを禁止します。

（２）　道路の安全確保

①　歩道・車道での置き看板など歩行や通行の妨げとなる障害物を置くことを禁止します。

②　違法路上駐車・駐バイク・駐輪を禁止します。

③　一方通行規制や午後4時から7時までの自転車・歩行者専用道路規制（「お買い物道路」規制）を守ります。

（３）　まちの美化と環境向上

①　ゴミ出しルールを守ります。

②　自宅や事業所周辺、とくに前面道路の美化清掃を心がけます。

③　落書き・無断貼付シール・貼り紙などは直ちに除去します。

④　夏季の晴天時は、道路への一斉水まきを実施します。

⑤　道路に面したところは、人々の心を和ませる花などの植物を飾るよう心がけます。

（４）　まちづくりへの参加

①　住む人も、働く人も、まちの一員として自覚し、積極的に地域諸活動や行事に参加し、発言し、よいまちを創るために力を合わせるものとします。

②　住む人も、働く人も、日頃から安全・安心のまちづくりへの意識を持ち、防災・防犯に努め

ます。

③ 住む人は町会に、働く人・事業を営む人は商店会・町会に加入するよう努めます。

（5） その他

ルールの運用に関する問題やまちの対応すべき課題については、運用会議で協議・討議し、決定します。

7 運用会議

この「穏田まちづくりルール」を実効性あるものとするために「運用会議」を設置します。

（1） 運用会議の役割

① ルールの周知徹底、とくに新規入居者、開業者への説明と協力要請

② 実態の点検とルールの実行努力

③ まちの課題への対処とそれに伴うルール改正の検討

④ 関係諸機関や専門家の協力要請

⑤ その他、運用会議に必要な事項の検討

（2） 運営費

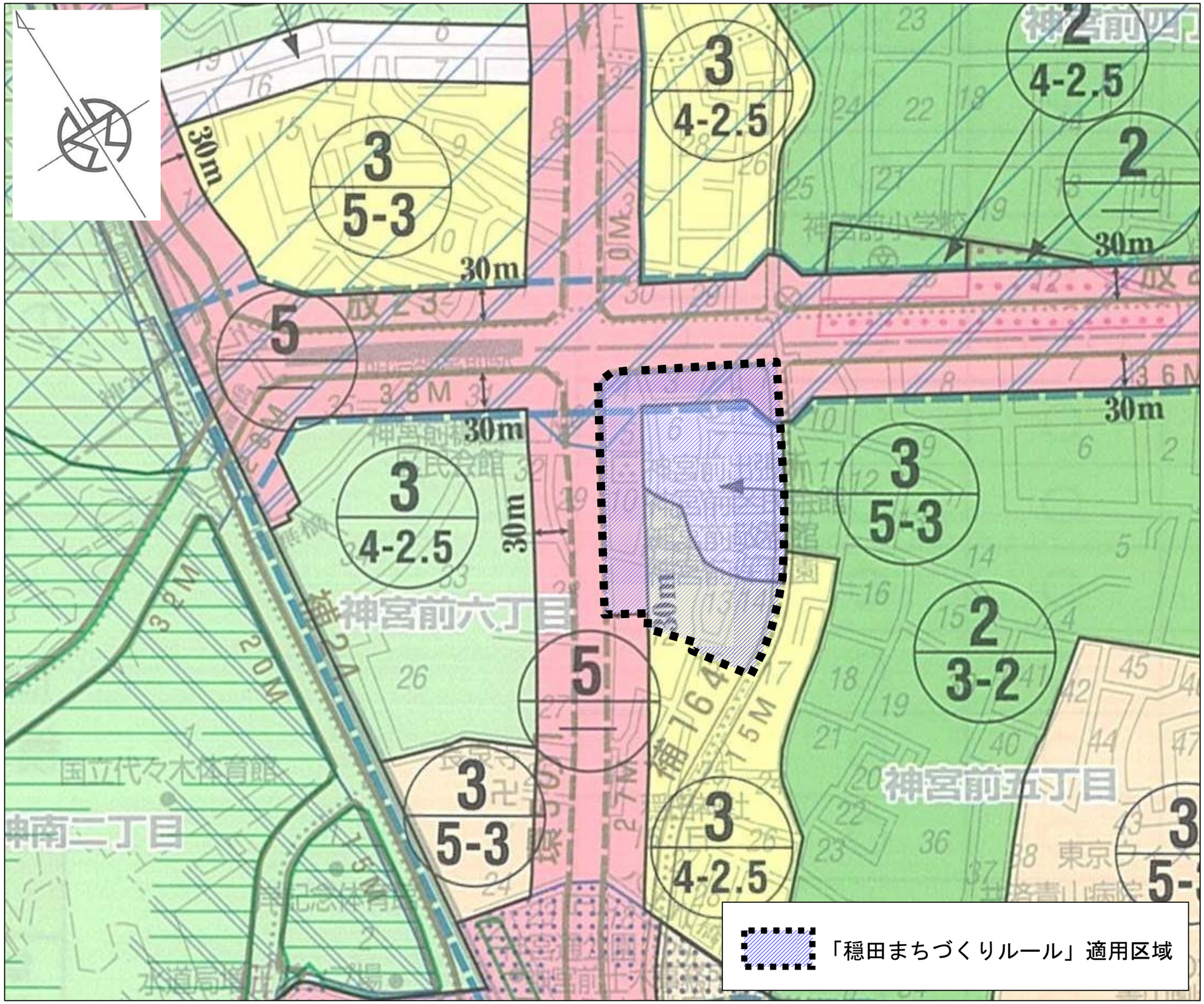
運用会議の経費は、別に定める会費及びその他の収入をもって充てるものとします。

8 ルールの改正

このルールに変更の必要が生じた時は、運用会議の決議を経て変更することができます。

ルールを変更した場合は、「原宿神宮前まちづくり協議会」へ報告するものとします。

わがまちルール「穏田まちづくりルール」区域図



わがまちルール「穏田まちづくりルール」位置図

